

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	大津町
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	67-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0037556/index.html">https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0037556/index.html</a>

執行機関名 大津町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	大津町日中一時支援事業実施要綱(平成19年大津町要綱第40号)による事業費の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大津町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第12の項及び同条例施行規則第3条第2項第4号 大津町日中一時支援事業実施要綱(平成19年大津町要綱第40号)による事業費の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条	大津町日中一時支援事業実施要綱(平成19年大津町要綱第40号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	障害者及び障害児の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護を行う者の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大津町日中一時支援事業実施要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	大津町日中一時支援事業実施要綱第6条第2項
②事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	大津町日中一時支援事業実施要綱第6条第2項の規定による利用決定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	大津町日中一時支援事業実施要綱第14条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 ロ	大津町日中一時支援事業実施要綱第14条第1項第2号及び同条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		